一般用医薬品のネット販売に関する再質問書

2009年2月2日

楽天株式会社 代表取締役 三木谷 浩史 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人 花井 十伍

MMR(新3種混合ワクチン) 被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団 財団法人 いしずえ

財団法人 京都スモン基金

薬害筋短縮症の会

薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京HIV訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

イレッサ薬害被害者の会

SJS 患者会 代表 湯浅和恵 全国消費者協会連合会 事務局長 長見 萬里野

全国地域婦人団体連絡協議会 会長 中畔 都舎子

社団法人

(サリドマイド福祉センター) 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会

> 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 会長 川島 霞子

医薬品·治療研究会 代表 別府 宏圀

医薬ビジランスセンター 理事長 浜 六郎

薬害対策弁護士連絡会 代表 豊田 誠

薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣

- 1 一般用医薬品のネット販売に関し、貴社が、現在もなお「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」として署名活動を継続していることに対し、私たちは強く抗議致します。
- 2 貴社は、私たちの「一般用医薬品のネット販売に関する署名活動中止の要望並びに質問書」に対する回答中において、医薬品販売サイトで購入した催眠鎮静剤(1箱12錠入り)24箱を購入した19歳の少年が、他2店店頭からの購入分6箱とあわせて服用して自殺を図り、両足関節機能全廃の後遺障害を生じた健康被害事例について、「本件は、医薬品の用法・用量などを大幅に逸脱した目的外利用であり、医薬品の副作用により発生する健康被害の問題ではない」としています。

しかし、「副作用により発生」したものではないことを理由に「対面販売でないことを起因とする健康被害」にあたらないとするのは、議論のすり替えに他なりません。

医薬品販売においては、誤用・乱用の防止を含めた安全性に対する配慮が 求められているのであり、特に医師の処方なしに使用される一般用医薬品で は、誤用・乱用の防止は重要な課題です。乱用の危険性のある医薬品の大量 販売は到底許されるものではないと考えます。

3 また、貴社は、回答において、「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」との記述は厚生労働省が規制改革会議との公開討論等で明らかにしたことをふまえて記述したものとし、厚生労働省が平成20年12月19日に規制改革会議に提出した回答(以下、「厚労省回答」という)において「副作用被害が販売方法によるものか否かについて、報告中の記載から確認することは困難である」としていることを指摘しています。

しかし、規制改革会議との公開討論の時点では、厚生労働省は本件被害事例を把握しておりませんでした。

また、厚労省回答の上記記述も、本件被害事例とは別の特定の副作用報告事例(ネットで滋養強壮剤を購入したと思われる30代の女性が肝障害の副作用を生じた事例)について、「この副作用被害が発生した原因について、インターネットを通じた販売方法に起因するものか否か」とした規制改革会議の質問に回答したものにすぎません。

したがって、本件被害事例が明らかとなった現時点において、これらの厚生労働省の回答等を「対面販売でないことを起因とする健康被害の実例は1件も確認されていません」とする呼びかけを継続することの根拠とするのは不当です。

4 貴社のインターネット上の署名の集約方法は、「署名はコチラから」をクリックしただけで、ログイン済であれば、自動的に会員情報より、氏名・住

所・メールアドレスを署名として登録したことになるという方式を採用しています。確認画面もなく、また取消もできません。

この方式自体は、署名という行為に本質的になじまないばかりか、いわゆるワンクリック詐欺にも共通しており、確かに、小さい文字の注意書きはありますが、見落としやすく、全体として不当といわざるを得ません。

現に私たちのもとには、意思に反して署名をする結果となってしまったと する通報も寄せられています。

- 5 よって、私たちは、あらためて、「対面販売でないことを起因とする健康 被害の実例は1件も確認されていません」として呼びかけている署名活動を 直ちに中止するよう求めます。
- 6 なお、貴社の回答には、実質上ご回答がない点や不明確な点がありました ので、以下のとおり、再度質問をさせていただきます。 面談のうえ、ご回答くださるよう御願い致します。

再質問事項

1 質問1について

貴社は、医薬品販売サイトにおける不適切な販売事例等に関する情報収集手段として、「当社によるパトロール」を挙げておられますが、医薬品販売の安全確保の見地からは、どのような事項をチェックされていたのでしょうか。

2 質問2について

医薬品販売サイトに対する指導や、「店舗横断的な対応」が行われた医薬品としては、これまでにどのような事例があるのでしょうか。

3 質問3について

貴社が、本件被害事例について「医薬品の副作用により発生する健康被害の問題ではない」とする一方で、楽天市場での本件鎮静剤の取扱いを一律に中止する措置をとられたのは、どのような理由からでしょうか。

4 質問5について

貴社は、従来の楽天市場内の医薬品販売サイトにおいて十分な年齢確認が行われていなかったことについては何ら見解を述べられていませんが、その原因や問題点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

以上